

対象案件	子ども・子育て支援法等の施行に伴う条例の制定について
意見募集期間	平成 26 年 7 月 1 日(火)から平成 26 年 7 月 31 日(木)まで
担当部署(問合せ先)	保健福祉部 児童家庭課 電話 011-372-3311 内 801
意見提出件数	意見提出者数 1 人
	意見提出件数 2 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>(仮称)北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>3 北広島市の考え方</p> <p>いずれの基準とも、施設及び事業者はその省令を遵守することで適切な運営を行えることから、省令の内容を基本として制定します。</p> <p><u>「従うべき基準」について、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」は、より質の高い保育を確保するため、小規模保育事業と家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者における職員については、必要な研修を修了した保育士のみとする上乗せを行います。</u></p> <p>上記の下線部分について、意見を提出します。</p> <p>北広島市として、家庭的保育事業の家庭的保育者における職員は保育士のみと限定することを、国の基準に上乗せするとしていますが、保育ママなどのような、子育て経験のある方が、</p>	<p>市では、家庭的保育事業等においてより質の高い保育を確保するため、国の基準へ上乗せし、必要な研修を受けた保育士を配置することを考えています。この上乗せにより、最低1人の保育士がこの事業に従事することとなります。</p> <p>なお、この事業では、必要な研修を受けた保育士のほかに家庭的保育補助者が従事できることとされており、家庭的保育補助者につきましては、保育士に限定するものではありませんので、保育士資格を持たない方もこの事業に従事することができます。</p> <p>ファミリーサポートセンター事業につきましては、子ども・子育て支援法第59条に規定する「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置付けられており、今回の法律において条例制定する事項の対象外となっています。</p>

<p>研修を受けても職員として働くことはできないということでしょうか。</p> <p>質の高い保育を確保することは、大切ですが、地域の子ども子育ての力を生かす場を狭めることになるのではないのでしょうか。</p> <p>保育士に限定せずに、質の高い研修を実施し、地域に必要な保育サポーターを育成していくことに力を入れることも必要と考えます。</p> <p>また、市のファミリーサポート事業は、子ども子育て支援法の条例制定では、どのような位置づけになるのでしょうか。</p>	<p>なお、この事業につきましては、基本的にボランティアによる事業であることから、協力会員についても保育士に限定してはいません。</p>
<p>子ども・子育て支援法等の施行に伴う条例の制定については、各条例の条項の中に、「北広島市子どもの権利条例を尊重したものとする」などの一文を入れてほしいと思います。</p>	<p>子どもの人権擁護等につきましては、国の基準と同内容で3条例ともに「一般原則」の条項で規定する予定です。</p>
	<p>今後の予定</p> <p>平成 26 年第 3 回定例会に提案します。</p>